



## ●11月18日(火)商業部会「経営講演会」開催について

商業部会では、下記のとおり講演会を開催します。安売りをせずに、1円でも高く売る方法を知りたい方は、是非ご出席ください。

- 1 日時 平成26年11月18日(火) 午後5時～午後7時
- 2 会場 黒埼商工会館 2階 研修室
- 3 講師 (株)コンパス 代表取締役 鈴木進介 氏
- 4 受講料 無料(懇親会に参加の場合は、負担金3,000円)

なお、詳細及びお申込は別紙チラシをご覧ください。

## ●11月19日(水)金融相談会(一日公庫)のお知らせ

黒埼商工会において、日本政策金融公庫国民生活事業の融資担当者による、個別融資相談会が開催されます。運転資金・設備資金・季節資金などお考えの方は、お気軽にこの機会をご利用下さい。

なお、詳細及びお申込は別紙チラシをご覧ください。

## ●12月3日(水)西区連合商工会「講演会」開催について

新潟市・赤塚商工会・新潟西商工会と共催で、下記のとおり講演会を開催します。講演会では、名刺の有効な活用方法から人脈を広げるコツまで丁寧に解説します。

- 1 日時 平成26年12月3日(水) 午後2時～午後3時30分
- 2 会場 黒埼商工会館 2階 研修室
- 3 講師 (有)カメラアエンタープライズ 代表取締役  
中国レストラン「赤坂璃宮」取締役営業部長 佐野 由美子 氏
- 4 受講料 無料

なお、詳細及びお申込は別紙チラシをご覧ください。

## ～労働保険に入っていない経営者に、人を雇う資格はありません。～ ◇◇雇ったら入るのが、経営者の資格。◇◇

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

まだ、労働保険の加入手続きを行っていない事業主は、管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられるようお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にお問合わせください。

問い合わせ先

新潟労働局労働保険徴収課(電話025-288-3502)

お近くの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)

## ●商工会費後期分の口座振替 12月1日(月)です

口座の残高を今一度ご確認ください。

裏面もご覧下さい

## ●平成27年自動車税納税通知書等封筒の広告募集について

新潟県では、平成27年度自動車税納税通知書等の封筒紙面を有効に活用し、広告収入を県民の方々の暮らしに活かすため、封筒の裏面に広告を掲載していただける企業等を募集しています。

なお、詳細は、別紙チラシをご覧ください。

問合せ・申込先

新潟県総務管理部税務課 課税第2係 担当:谷・飯塚

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL:025-280-5048 FAX:025-280-5479

E-mail:[ngt010050@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt010050@pref.niigata.lg.jp)

## ●外国人旅行者向け消費税免税制度の一部改正について

外国人旅行者向け消費税制度については、平成26年10月1日から、消耗品（食品・飲料、化粧品、薬品等）が新たに免税対象となり、全品目が免税対象となります。これにより、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。

外国人旅行者をショッピングを通じて県内各地に呼び込むとともに、県産品等の販売増加への貢献が期待されています。

なお、免税店制度等の詳細は、別紙チラシをご覧ください。

問合せ先

新潟県産業労働観光部観光局観光振興課

広域・国際観光室 澁谷・丸山

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL:025-280-5968 FAX:025-211-3533

e-mail:[ngtl50020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngtl50020@pref.niigata.lg.jp)

## ●雇用均等関係法令の改正について

この度、男女雇用機会均等法関係省令・指針等が一部改正され、平成26年7月1日から施行されました。

また、改正次世代育成支援対策推進法及び改正パートタイム労働法（経営ニュース9月号掲載）についても、平成27年4月1日に完全施行となります。

なお、詳細は、別紙チラシをご覧ください。

問合せ先

新潟労働局雇用均等室

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1

新潟美咲合同庁舎2号館4階

TEL:025-288-3511 FAX:025-288-3518

## ●11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また、年次休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化が緊急の課題です。

特に、新潟県では、年次有給休暇の取得率が、全国平均よりも低く、年次有給休暇の取得促進による「仕事と家庭の調和」が、重大な課題になっています。

こうした実情を受けて、本年6月、「過労死等防止対策推進法」が交付され、同法において11月は過労死等防止啓発月間とされており、このことから、厚生労働省としても、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働縮減の取り組みを推進しています。

つきましては、以下の点についてご留意下さい。

- 1 長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社の促進など、それぞれの実情に応じた取り組みの推進
- 2 年次休暇取得促進のための「働き方の見直し」環境づくりや計画的な年次有給休暇の促進

なお、お問合せ等については、直接労働局へお願いします。

また、キャンペーンの詳細等は、別紙チラシをご覧ください。